

議第78号

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 6 月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第51条」を「・第47条」に、「第52条一第59条」を「第48条一第55条」に、「第60条一第62条」を「第56条一第58条」に、「第63条一第68条」を「第59条一第64条」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

第6条第2項中「社会的差別の原因となるおそれのある」を「人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがあるものとして規則で定める記述等が含まれる」に改める。

第12条第1項中「個人の」を削り、「記述」を「記述等」に、「個人別に付された番号、記号その他の符号」を「個人識別符号」に改める。

第15条第2号中「含む。）」の右に「もしくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第16条第2項中「記述等」の右に「および個人識別符号」を加える。

第24条第2項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を削る。

第46条を次のように改める。

（事業者への支援）

第46条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、事業者が個人情報の取扱いを適正に行うことができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第47条から第50条までを削り、第51条を第47条とし、第4章中第52条を第48条とし、第53条から第59条までを4条ずつ繰り上げ、第5章中第60条を第56条とし、第61条を第57条とし、第62条を第58条とし、第6章中第63条を第59条とし、第64条を第60条とし、第65条を第61条とする。

第66条中「第52条第6項」を「第48条第6項」に改め、同条を第62条とする。

第67条中「第63条または第64条」を「第59条または第60条」に改め、同条を第63条とし、第68条を第64条とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第52条第1項」を「第48条第1項」に改める。